

令和8年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案第33号

【保健福祉支援部国保年金課】

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするものです。

【条例改正の背景】

特別区の国民健康保険料は一部の区を除き、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう統一保険料方式をとっており、港区もこの方式で保険料率を定めています。

令和8年2月12日開催の特別区長会総会において了承された令和8年度の保険料率について、港区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申を受けたことを踏まえ、保険料率等を改定します。

なお、令和8年度から国が創設した子ども・子育て支援金制度^{※1}が開始されることに伴い、国民健康保険法施行令が改正され、子ども・子育て支援納付金分が新たに徴収されることとなりました。

※1 子ども・子育て支援金制度は、医療保険の保険料と合わせて徴収する支援金を子育て施策の拡充に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

【条例改正の内容】

①保険料率を次のとおり変更します。

| 現 行 | | 改正案 | | 増 減 |
|-------------|-----------|------------------------------|-----------|--------|
| ・ 所得割 | | ・ 所得割 | | |
| （医療分） | 100分の7.71 | （医療分） | 100分の7.51 | △0.20 |
| （後期高齢者支援金分） | 100分の2.69 | （後期高齢者支援金分） | 100分の2.80 | 0.11 |
| （介護分） | 100分の2.25 | （介護分） | 100分の2.43 | 0.18 |
| — | — | （子ども支援金分） | 100分の0.27 | — |
| ・ 均等割 | | ・ 均等割 | | |
| （医療分） | 4万7,300円 | （医療分） | 4万7,600円 | 300円 |
| （後期高齢者支援金分） | 1万6,800円 | （後期高齢者支援金分） | 1万7,600円 | 800円 |
| （介護分） | 1万6,600円 | （介護分） | 1万7,800円 | 1,200円 |
| — | — | （子ども支援金分） | 1,800円 | — |
| — | — | （子ども支援金分18歳以上） ^{※2} | 73円 | — |

※2 18歳未満の被保険者は均等割1,800円全額軽減、18歳以上の被保険者はその軽減に要する費用として均等割が別途73円賦課され、1,873円となります。

②被保険者均等割額の5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

③保険料の賦課限度額を次のとおり変更します。

| 現 行 | | 改正案 | 増 減 | |
|-------|-------|-----------|-------|------|
| (医療分) | 66 万円 | (医療分) | 67 万円 | 1 万円 |
| — | | (子ども支援金分) | 3 万円 | — |

④その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日